

## あきた総合科学技術会議設置要綱

### (設置)

第1条 秋田県における科学技術の振興を図り、県民生活の向上と地域経済の発展に資するため、あきた総合科学技術会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について審議し、必要に応じて知事に提言を行う。

- (1) 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な施策に関すること。
- (2) 科学技術に関する予算、人材等の資源の配分の方針に関すること。
- (3) 産学官連携を推進するための基本的な施策に関すること。
- (4) 優れた科学技術系人材の養成・確保に関する基本的な施策に関すること。
- (5) その他本県の科学技術の振興に資する事項に関すること。

### (構成)

第3条 会議は、委員15人以内で構成する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員が互選し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (作業部会)

第6条 会議に、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、会議において決定された基本方針に基づいて、調査検討を行う。
- 3 作業部会の運営に関し必要な事項は、会議が定めるもののほか、作業部会が定めることとする。

### (意見聴取)

第7条 会議は、必要があるときは、専門的事項に関し識見を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (資料提出等の依頼)

第8条 会議は、その任務を行うために必要があると認めるときは、関係機関に対して資料の

提出若しくは説明又は調査を依頼することができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、秋田県企画振興部学術振興課において処理する。

(委任規定)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成22年2月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。